

愛媛県セーリング連盟 表彰規定

(趣旨)

第1条 本規定は愛媛県セーリング連盟(以下「本連盟」という。)が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 本連盟は次の表彰を行うことができる。

- (1) 優秀チーム賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 連盟功労賞
- (5) その他

(表彰の選考)

第3条 表彰は理事会の推薦を受け、会長が行う。

(表彰の基準)

第4条 表彰は次の基準に該当する者の中から選考するものとする。

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 優秀チーム賞 | 四国大会以上における優勝または全国大会における入賞チーム |
| (2) 優秀選手賞 | 四国大会以上における優勝または全国大会における入賞選手 |
| (3) 優秀指導者賞 | 上記(1)または(2)に該当するチームまたは選手の指導者 |
| (4) 連盟功労賞 | 本連盟の発展に特に功績のあった者 |
| (5) その他 | 上記(1)から(4)以外で特に表彰すべき者 |

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(付則)

第6条 この規約は平成13年4月1日に施行し、平成14年4月1日から適用する。